

会 報

No. 68

# やまぐち

平成10年

1 月発行



山口県土地家屋調査士会

## 目 次

新年のごあいさつ	山口地方法務局局长 加藤 光明	1
年頭のごあいさつ	会長 乗川 良介	2
新年おめでとうございます	副会長 瀬口 潤二	3
新年おめでとうございます	副会長 三好 一敏	4
新年にあたって	副会長 小嶋 慎一郎	5
表示登記における基準点測量講座 受講報告	宇部支部 若林 功	6
業務担当者会同（調査・測量実施要領の改定）に参加して	業務部長 米原 茂樹	8
会館建設委員会進行状況報告	瀬口 潤二	9
土地家屋調査士試験合格者名簿		11
“クラブ紹介” 囲碁情報		12
<b>【事務局だより】</b>		
会員異動状況・会務報告		13

### 表紙説明

#### ◎冬の江汐公園（上）

面積135haの江汐公園は、春には5万本のツツジが咲き、夏にはキャンプ、秋には紅葉など四季を通じて楽しめる公園です。

#### ◎山口県ふるさと凧あげフェスティバル（下）

今年で第9回を迎える当フェスティバルは、毎年3月の第1日曜に小野田市で開催されています。手づくりによる創作凧が中心で、中には連凧や大凧などの参加もあります。

## 新年のごあいさつ



山口地方法務局  
局長 加藤 光明

新年おめでとうございます。

会員の皆様には御家族共々すばらしい初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年は、当初予想されたような景気回復は見られず、大手の証券会社、銀行、生命保険会社等が事実上倒産するほか、消費も拡大せず、本当に大変な1年でありました。

法務局を取り巻く情勢も増々厳しくなってきました。新しい時代にふさわしい社会を築くために必要不可欠な策として、経済構造の改革とこれを支える行政改革は緊急の課題とされ、一昨年12月に閣議決定された「行政改革プログラム」に基づき規制緩和、地方分権、行政情報公開等の諸施策が計画的に進められているところです。

また、行政改革会議においては、中央省庁の再編及び行政機関の独立機関化（エージェンシー）を中心として、21世紀を見据えた行政のあり方について鋭意検討が加えられ、その中で、登記、供託事務も独立機関の候補として取り上げられましたが、土地家屋調査士会の御尽力もあって最終報告からはどうにか除かれておりますが、今後どのようになるのかは不透明と言わざるを得ません。

このような状況の中で、私共が進めております登記所の適正配置や登記事務のコンピュータ化の重要性は一層増してきたと思われ、地図管理システムの推進も必要不可欠となっております。

当局における登記事務のコンピュータ化につきましては、本年3月早々に2庁目として防府支局をオープンすることにしており、3庁目として昨年7年から下関支局で移行作業を進めております。また、地図管理システムについても本局登記部門に次いで支局での展開を計画いたしております。

会員の皆様には、このような事情につきまして御理解を賜り、さらなる御協力、御支援をお願いする次第です。

終わりに、会員の皆様のますますの御発展と御多幸を祈念しまして年頭の御挨拶とします。

## 年頭のごあいさつ



山口県土地家屋調査士会

会長 乗川 良介

平成10年戊寅年の新春を迎え、謹んで年頭のお慶びを申し上げます。

会員の皆様には平素から会の運営に対し、深い理解とご協力をいただき、衷心より感謝を申し上げます。

特に今年度は、改選後の新役員を中心に、通年事業の外に会館建設に関する企画会議を重ね、昨年末の12月24日に地鎮祭もとり行い、いよいよ工事に着手する運びとなりました。会員の皆様に、より有意義に活用していただくことの出来る会館が完成することを期待しているものであります。

規制の緩和、行政改革と今、日本丸は大きな嵐の真っ只中にあり、特に行政改革会議の意見の中に、登記機関の独立行政法人化が取沙汰され、一時は今後どのように変化するか、全く見当がつかない状況にあったところでありますが、「我が国の不動産等登記制度は、本来国の機関事務として、維持されるべきものである」等の理由で、独立行政法人化に反対する陳情並びに活動を行って参りましたが、幸い、昨年12月3日の行政改革会議の最終報告書の中で、独立行政法人化等の対象となりうる業務の中には、登記機関の掲記はなく、一応従来通りであることの確認が出来、一安心できたところであります。

しかしながら、社会は21世紀を目前に大きく変貌しようとしていますし、当然、我々調査士会もその社会の波に乗らなければ、生きる道を閉ざされることにもなりかねません。

国民が理解し、期待の出来る、又信頼の出来る調査士制度を構築する為にも組織の改革を含む充実を計って行かなければなりません。今、連合会では、特別委員会を作り、事務系経営形態の検討にも入っているところであります。

国民の目から見た調査士像とは、いかなるものかを今一度研究し、揺るぎない専門集団へと変貌しなければならない時が来たと考えます。

このことから、新築される会館を新しい時代の調査士会の発信基地として大いに活用して行くためにも、まさに時を得た着手であったと思っています。

今後の調査士は、大いに変身を計り、土地家屋調査士法第2条業務のみで終結することなく、GIS構想の中にあって、業務の広大な検討し、平面的業務から立体的業務へと思考を変化せしめ、より一層深みある付加価値の高い、しかも国民のニーズに対応出来る業務処理の実績を作り、国民から受け入れられる調査士像を育成して行かなければなりません。

行政改革、規制の緩和の進むこれからの社会は、保護政策社会から競争社会へと変化して参りますが、我々調査士会は、土地家屋調査士制度の定めるところにより、表示に関する登記の円滑化を計ると共に、国民の権利の明確化に寄与することを目的とし、常に品位を保ち、公正かつ誠実な業務を行う職責を有し、強制会である所以からしても、研鑽を重ね、高度な士業へと更なる躍進を図り、来る21世紀を迎えなければなりません。

年頭に当たり、変わりゆく社会に対応することを会員の皆様共々お誓い申し上げ、合わせ、今後益々ご健勝でご活躍されますことを祈念し、ごあいさつといたします。

## 新年おめでとうございます

総務財務担当 副会長 瀬口 潤 二



1997年は、あっという間に過ぎました。世紀末も余すところ後2年です。

何もかもが20世紀の殻を脱ぎ捨て、新しく生まれ変わろうとしています。

規制緩和、行政改革の流れは、21世紀への準備だと捉えておきましょう。

戦後の経済政策、産業構造、金融のシステムは、グローバル経済という世界の歯車の中で、大きく揺れ動きました。

携帯電話やパソコンの未曾有の普及は、事務の質を完全に変えてゆきます。われわれの仕事の受託方法や仕事の段取りも変化していく予感がしています。

いままで、常識と考えてきた規則やルールあるいはモラルにしても見つめ直す「時」が、来ているようです。

土地家屋調査士という資格は、社会にとって必要なのか？土地家屋調査士会と言う組織が、社会にとって必要なのか？を見据えておかなければなりません。

結論から言うと、21世紀においても土地家屋調査士は、ますます重要で、社会にとって信頼を勝ち取って生き残る数少ない「士業」の一つになります。

そのためには、いま現在から準備しておかなければならないいくつかの要素があると思います。

1. 現地主義の徹底と登記資料その他資料の収集能力と判断能力と向上が今以上に求められる。及び資料の作成能力、保管能力も必要となる。
2. 境界標識の重要性の啓蒙活動とそれの維持管理のアドバイザーの役割と自覚。
3. 登記行政に関わる法律知識の充実とこれに関連する他の法律の運用に対するアドバイザーとしての地位の確立。

日常の一つ一つの業務に責任を持ち、厳格な中立性や、客観的な判断力を一層研いていなくてはなりません。

行政改革委員会規制緩和小委員会の報告書の一部に次の記載があることを注意しておいて下さい。

「弁護士や行政書士をはじめとして、我が国には、多くの資格制度が存在するが、こうした細分化された資格制度及び業務独占によって、資格者による特殊なムラ社会が形成され……結局、利用者である国民が不利益をこうむるという事態に陥る恐れも否定できない。法曹の改革は、こうした細分化された資格制度についての改革という観点からも取り組まれる必要があることを強調したい。」

この、委員会では現在、「士業」一つ一つに検討が加えられつつあり、ある資格については、業務独占の枠の撤廃を含む論議が始まっている様です。

今のところ、土地家屋調査士業務は、社会的に必要で不可欠の業務であるとされ、土地家屋調査士業務の重要性は、ますます高まるというのが、我々執行部の認識ですが、従来のままの業務の姿勢を守っているだけでは、規制緩和の波の中に消えていくと考えられます。

山口県土地家屋調査士会の執行部は、21世紀に羽ばたける土地家屋調査士制度を準備する年が明けたものと認識し、全力投球する覚悟です。

会館建設は、この第一歩です。会員みなさまのさらなる応援をよろしくお願いします。

## 新年おめでとうございます



業務担当副会長 三好 一 敏

あけましておめでとうございます。

副会長に就任してようやく6ヶ月がたちました。

調査士会館建設という会にとって歴史的な偉業に関わり合える機会に巡りあえたことは、私にとっても生涯忘れ得ぬ年となるでしょう。

“牛歩”のごとくの年から“猛虎”への変わり身を必要とする年ですが、自己の仕事をこなしながら会の世話をすることの困難さを思い知らされています。決して若くはなくなった頭を少しでも柔らかく保ち、新しい発想を心がけて山口県土地家屋調査士の歴史に刻印を記しておきたい。寅年のはじめにそんな夢をみております。

今年もどうぞよろしくお願いたします。



## 新年にあたって



広報担当副会長

小嶋 慎一郎

新年あけましておめでとうございます。昨年は、何といたっても会館建設に始まり会館建設に終わってしまったというところが実感です。詳細については、瀬口副会長の状況報告に譲ることにいたしますが、設計事務所の計画案に基づき、建設委員の意見を集約したがる、顧問をお願いしている佐田先生のご指導をいただき、いよいよ1月早々から、本格的工事に着工する運びと成りました。5月に開催される総会までには、われわれ土地家屋調査士のシンボルとして、誇れる会館になって、皆様方にご披露できる程度に仕上がっているものと思います。すでにお願いをしております会債、寄付等の募集に積極的にご協力をいただきますようお願いいたします。

さて、われわれ、調査士の間で、よく議論されることの一に調査士の知名度の向上という問題があります。広報の担当者として、責任を痛感しますが、一朝一夕にこれを解決することが困難であることは、皆様方もご承知のとおりであります。先日事務局から配布しました「境界立会のお願い」は、岡山会の発案により、中国ブロック協議会で決定し中国5県で実施するものであります。担当者としては、まさに時機を捉えた広報であると考えますので大いにご活用いただきますようお願いいたします。土地の分筆登記等の依頼を受けたときは、机上調査や、現地の下見を行った後、立会の日時を決定し、依頼者に、関係者の呼び出しをお願いします。従来では、資料や立会依頼書を手交して（場合によっては調査士だけが資料を片手に）口頭でその趣旨を依頼者に説明するにとどまっていた場合が通例ではないかと考えます。この「境界立会のお願い」は、今後活用されることによって少なくとも次の点において、重要な効果をもたらしてくれると思います。

1. 境界立会の重要性、永久標識の重要性の説明資料、あるいは境界紛争の予防として

2. 土地家屋調査士制度のPRとして

3. 土地家屋調査士個人のPRとして

会員の皆様にも少しでも多くご活用いただくことが、制度の発展に寄与することとなることを認識され、ご協力いただきますようお願いいたします。

日本の経済が冷え切っている今こそ、足元を固めながら皆様のお役に立ちたいと考えております。今年もどうぞよろしく申し上げます。

# 「表示登記における基準点測量講座」受講報告

宇部支部 若林 功

去る10月30日（木）から11月1日（土）までの2泊3日の日程で、連合会主催の標記講座受講のため、本会業務部の大森正秀部員と私の2名は静岡県熱海市へ行ってまいりました。私達田舎者には熱海なんかより東京の方がいいのにといいながら、新幹線を乗り継いでの行程でした。終日缶詰にされ、次の内容について勉強させていただきました。

1. 「基準点測量概説」
1. 「基準点と直結した一筆地測量」
1. 「基準点と調査・測量実施要領」
1. 「公共測量における各種補正值と筆界復元の問題点」

今回の講座は、「調査・測量実施要領」改訂の主旨説明及び今後取り組まなければならない課題（基準点測量）についての講義でした。

以下、連合会業務部次長の馬淵良一先生によるレジメの序文をご紹介します。報告とさせていただきます。

## 1. 技術革新と対応

近年、測量技術の発達は見張るものがあり、GPS、GIS、数値地図を主な成果とするデジタルマッピング等最新技術が脚光を浴びている。

建設省ではこのような時代背景を踏まえて、平成7年11月28日付け建設省国地発第322号をもって建設省公共測量作業規程を変更した。

不動産登記法関連においても、土地区画整理、土地改良、国調の地籍調査、法務局単独事業による法第17条地図整備作業等により、国家座標数値（一部局座標のものを含む）をもっと確定された地図の整備がされてきており、法務省は法第17条地図作製等基準点測量作業規程に対して、平成9年3月24日付け建設省国地発第135号をもって公共測量作業規程として承認をえた。

日本土地家屋調査士会連合会においても、建設省の公共測量作業規程が変更作業に入ったことを踏まえ、平成6年度より調測要領の改定作業に着手し平成9年4月25日に改定を完了したものである。

したがって、調測要領において基準点設置・公共座標系による表示等の各種検討がなされていることは時代の先行き動向を視野においたものであり、多いに推進されることを期待するところである。

今回の改正の目玉は技術基準編の技術基準改定の骨子に詳述されているが、テーマとの関連では建設省公共測量作業規程との整合性である。

## 2. 問題提起

技術革新の反面、基準点設置や第17条地図作製といった、言わば、一次的作業ではなく、



土地家屋調査士が実務において直面する、第17条地図地域内（公共座標値がある地域）における筆界点復元作業については、細部にわたる検討がなされていないのが現状であり、旧の調測要領では地表面を測る局地測量が主であったと思われる。

建設省が承認した法務省の法第17条地図作製等基準点測量規程及び建設省公共測量作業規程においても、基本三角測量、図根多角測量、細部図根測量、一筆地測量については細部にわたり規定されているが、それらの多くは、既設点の観測についての規程であり、その復元作業については、多くは規定されておらず、またマニュアル等も少ないのが現状である。

この筆界復元に関する分野こそが土地家屋調査士の職務における根幹を為すものであり、充分な検討が早急に必要であると痛感している。

通常、我々が第17条地図等が備付けられた地域において、調査測量する際に入手できる既存データとしては、確定測量図、筆界点・基準点の座標までが一般的と思われる。座標算出計算においていかなる観測方法で実施され、またその数値にいかなる補正・平均計算がなされたかは、観測手簿・計算簿・精度管理表等によらなければ知ることができないし、そのデータさえも入手困難なのが現実である。

しかしながら、一般的な補正（このテーマでは、距離の傾斜補正等は近年測量においては光波測距儀を使用していることから省略し、ここでは主に投影補正・縮尺補正を検討する）については、計算することが可能であり、そうした補正をふまえた上での筆界復元が必要であると考えられる。

こうしたことを考えた背景には、一部の法務局で実施されつつある「一点一成果」の原則の導入や、土地改良事業、国土調査（地籍調査）事業、土地区画整理事業が多く在市町村において行なわれていることもあり、一部の自治体では、官民確定協議の際に公共座標系による成果の提出を要求されることも多くなってきている。

そうした地区の測量を実際行なってみると、成果として保存されている確定座標値は平面直角座標値であり、今までの調査士の測量は地表面における局地測量であるため、既存データとの不一致が生じて、その不一致の原因が観測の精度が悪いのか、はたまた既存のデータの精度までも疑ってしまうことも生じてしまい、整合を計ることの難しさを痛感させられることが多くなってきた。

一方で、基準点とは名ばかりの安易に設置された基準点や、保守がなされていない基準点、筆界認定（特に区域界における筆界確認）の不適當、観測の誤り等問題点が多い事は、会員においては周知の事実ではあるが、これからの調査士は基本的な公共測量における各種補正や、既存データの解析の手法を充分理解してこそ、こうした誤りを指摘できるものと考えている。

土地家屋調査士業務は、今後益々、数値解析の占める割合が増大するであろう。

そこで、公共座標を利用する公共測量等における、各種補正值が筆界復元に与える影響を検証し、対処法を早急に確立すべきと考えるが、今回のテーマであるその影響を考察・検証することにより、今後の議論の言わば「タタキ台」となれば幸甚である。

## 業務担当者会同（調査・測量実施要領の改定） に参加して

業務部長 米原茂樹

朝、まだ暗い内より家を出て、小郡で三好副会長と合流、始発の新幹線に乗って正午には熱海に到着した。

全国からの参加者総勢134名で、まず始めに担当者からの説明が始まった。

この度の改定の骨子は〈予防司法への配慮〉即ち、これからの調査士としての在り方、を問うことが主なテーマではないかと思う。それぞれの説明の後に質疑応答があり、中に鋭い質問もあり執行部の回答もたじたじ、出席者の研究熱心さがうかがわれるものもあった。

調測（調査・測量実施）要領の、〈Ⅰ〉の内容については、ほぼ従来通りの考えで基本的には相違はあまりなく、〈Ⅱ〉の方は昨今の測量機器等の進歩により、地図の整備区分の考え方を変更し、技術基準も細かく設定しているようである。

この要領は、細分化され難しくはなっているように思えるが、調査士を業としている会員の皆様には、すでに日頃から日常業務の中で取り入れ、実行されている事と思いますが、より一層の注意と配慮を求めているものです。

## 会館建設委員会進行状況報告

平成9年12月10日現在

建設委員会 財務部門担当 瀬口潤二

### 建築請負金額の決定

工事金額 1億3千6百万円  
工事業者 広成建設株式会社

10月22日 建設委員会建設部門で要望したプランを実施設計した図面をもとに、設計事務所よりの設計上の価格の提示を受けた。142,000,000円の提示であった。

通常、実際の契約価格は、入札時には、1割程度引きの価格に落ち着いていることから、このプランをもって、入札のための現場説明をすることを建設委員会で決定した。

なお、工事施工者は、敷地所有者（JR西日本）の強い推薦により、広成建設株式会社と決定しました。入札は、随意契約ですが、設計者管理者の厳しい管理下での施行ですので、通常以上の工事が期待できると考えています。また、建設委員会顧問佐田先生にも、設計事務所の言い辛い指摘と交渉役をお願いしているものです。

10月27日 建設委員会での要望を含め実施設計図（77枚）を示し、見積を依頼した。

11月10日 第1回目の見積書の提示を受けた。提示額は、165,000,000円であった。

直ちに、見積書の細目にわたって検討に入った。

11月12日 正副会長部長会を開催。一部設計の修正を含め、契約の限度希望額を討議した。限度希望額は、130,000,000円とした。

直ちに、設計事務所と佐田顧問に建築会社との見積の再検討と協議をお願いした。

11月28日 第2回目の見積書の提示を願ったところ、138,000,000円の提示があり、会長、瀬口、設計事務所、佐田顧問と建設会社との2時間に及ぶ交渉の結果、136,000,000円が、提示され、これを工事金額とすることで合意した。

鉄道敷地に関する安全管理費、建設の準備にかかる諸経費等が含まれていて、臨時総会の建築予定費をやや上回るものの、やむを得ないと判断した。

12月2日 建設委員会と理事会を緊急に開催し、上記の経過を説明の上、直ちに工事契約を締結したいので理事全員の同意を求めたところ、全員の同意をみた。

12月24日 地鎮祭の予定である。

工事の着手は、年明けである。

完成は、現在のところ、6月10日で、定時総会時には、すでに立ち入り見学ができる段階になっているものと思います。

### 会債及び寄付について

また、当日の理事会において決定した「会館建設に伴う会債及び寄付金の募集要項」に基づき、会債と寄付を募集中です。大部分の会員が、これに応募していただけることを信じております。なお、5年ものの会債は、高齢の会員を考慮したものですので、なるべく15年もの、10年ものの会債の申し込みをお願いしたいと思います。

そのときは、よろしくお願いします。

寄付についても自己資金を充実させ、土地家屋調査士会の運営を強固にするため、積極的にご協力して下さい。執行部では、寄付が、1,500万円程度集まらないかな？と思っています。

### GPSの基地局（電子基準点）について

県企画課が窓口で折衝中。西側建物が少し高く15度の視界確保が困難であるが、工夫によっては、視界確保が可能であるので、県としては、基地局の有力候補地として、国土地理院と折衝する旨の説明を受けている。GPSの設置が可能な設備は、用意して建築することになっている。

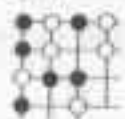
### 公共嘱託登記土地家屋調査士協会との協議

家賃と運営上の負担割合について、11月20日協議した。運営上の契約の方法や、柔軟な対応を考慮した案を深めることで一致している。

## 土地家屋調査士試験合格者名簿

氏名	生年月日	住所
安光秀樹	昭 37. 9 . 16	〒755-01 山口県宇部市西岐波3666-40
三崎友紀	昭 43. 5 . 11	〒753 山口県山口市大内御堀1550-3
八木壽	昭 39. 3 . 17	〒753 山口県山口市春日町5-16
神田信昭	昭 49. 4 . 2	〒744 山口県下松市末武中986-3
亦賀喜忠	昭 43. 12 . 1	〒745 山口県徳山市若草町9-14-237
林洋子	昭 33. 7 . 29	〒744 山口県下松市末武中朝日台33-130
藤本栄子	昭 38. 6 . 25	〒745-01 山口県徳山市須々万本郷323-2
井上信宏	昭 33. 9 . 28	〒750-11 山口県下関市王喜本町3丁目7-3
有井幹夫	昭 24. 6 . 30	〒753 山口県山口市宮野下341
山崎義文	昭 47. 9 . 8	〒750-04 山口県豊浦郡豊田町八道2583

【クラブ紹介】



## 囲 碁 情 報



### 司・調共催囲碁大会

去る11月9日（日）司調会館において開催され、11名の参加者で熱戦が繰り広げられました。

成績は次のとおり

優勝	長田 幸三	二段（調 萩支部）
準優勝	橋坂 守	五段（司 岩国支部）
三位	三好 敏夫	五段（司・調 萩支部）
四位	大井 馨	初段（司 防府支部）
五位	兼重 直彦	四段（司・調 徳山支部）
〃	山本 直隆	一級（調査士会）



日調連主催

### 第14回全国囲碁大会

平成10年1月31日・2月1日の両日に、囲碁界の殿堂「日本碁院洗心の間」で開催されます。詳しくは連合会会報11月号27ページに掲載してあります。

### 調査士会親睦クラブ囲碁大会

- 1 日 時 平成10年3月8日（日） 9時30分から
- 2 場 所 山口県司調会館  
同好の士お誘い合わせの上、ご参加下さい。お待ちしております。  
申込みは事務局へ（2月末までに）

事務局だより

## 会 員 異 動 状 況

## 1. 会員入脱会状況

なし

## 2. 事務所住所変更

支部	氏名	年月日	変更事項	TEL
宇部	本光誠二	昭和 56.12.16	宇部市東小羽山町1丁目 3-2 (住所)	
"	上原英治	昭和 58.7.25	宇部市大字東須恵914の57 (住所)	
"	鶴巻栄一	昭和 60.7.27	宇部市大字中山704の51 (住所)	
山口	河村清	平成 3.1.27	山口市大字宮野下2011の19 (住所)	0839 23-5326
"	藤原淑雄	平成 8.9.30	山口市大字吉敷3191の4 (住所)	0839 23-3074
下関	白木博	平成 9.10.1	下関市武久西原台9-8 (住所) (事務所)	
山口	和田祐二	平成 9.11.17	山口市大字矢原1432の5 (事務所)	
"	平岡真二	"	" (事務所)	

## 会 務 報 告

9.11.10日(月)	正副会長会議	会 館
12日(水)	中間監査会・正副会長部長会議	会 館
14日(金)	法律関連士業ネットワークづくり	弁 護 士 会 館
17日(月)	証紙貼付状況等調査(28日まで)	山 口 地 方 法 務 局 管 内
18日(火)	業務部会	会 館
20日(木)	会館建築工事費見積書審査	会 館
26日(水)	} 西日本会長会議	山 口 市
27日(木)		
27日(木)	法律関連士業ネットワークづくり	弁 護 士 会 館
27日(木)	} 業務担当者会同	熱 海 市
28日(金)		
28日(金)	会館建設工事費見積額協議 (請負業者との)	会 館
12月2日(火)	理事・会館建設委員合同会議	会 館
12日(金)	広報部会	会 館
15日(月)	法司調三者協議会 合格者授与式	法 務 局
22日(月)	会館敷地借用覚書の交換	広 島 市
24日(水)	新会館地鎮祭	現 地
24日(水)	総務部会	会 館



発行 山口県土地家屋調査士会

山口市駅通り2丁目9番15号

電話 (0839) 22-5975

FAX (0839) 25-8552

振替 01590-5-11085

発行者 山口県土地家屋調査士会

会長 乗川 良介

広報担当副会長 小嶋慎一郎

広報部長 高杉千河生

部長 松田 邦利

“ 坂本 敬子

“ 上村 栄

印刷所 西京コーポレーション

山口市中央5丁目15番11号

電話 (0839) 24-3130

# あなたの土地はあなたが守る！

境界のことなら調査士へ



私達におまかせください。

山口県土地家屋調査士会  
山口県公共嘱託登記士・家屋調査士協会

TEL 0839-22-5975  
TEL 0839-23-5115